



要点まとめノート

刑事訴訟法編

登場人物紹介

Characters

KEIBU



警部

この道30年のベテラン刑事。
卓越した法律知識と推理力で
犯人を追い詰める。責任感が強
くまじめだが、おちゃめなと
ころもあり、皆に慕われている。
好物はアップルパイ。趣味はク
ラシックカー。
ゴーストは唯一無二のバディ。

ゴースト

男性のゴースト。

とある理由があってこの世界にとどまっている。いたずら好きのお調子者だが、警部を守るために身を投げ出す覚悟がある。好物はアップルパイ。趣味はジュエリー。

警部は唯一無二のパディ。



本書の使い方

STEP 1

各 Lesson にマンガを掲載

各 Lesson で扱うトピック(🔗)の入り口になるマンガです。ちょっと不思議なゴーストと警部の物語が、とっつきづらい法学の世界を楽しく分かりやすくしてくれます！

法学では難しい専門用語や考え方が出てくることが多く、文字を読むだけではイメージを掴みづらいと悩むことがあるかと思います。そんなときはSTEP 1 のマンガのように、脳内でオリジナルキャラを作り出して、おもしろおかしく考えるのがおすすめです。

STEP 2

要点まとめノート

各 Lesson で扱うトピック(🔗)を解決するために必要な知識の要点をQ&Aで簡潔にまとめています。難しい言葉も噛み砕いて、易しく書かれています！

ふつうの教科書では、まず一般論を示した後にトピックの解説をすることが多いのですが、一般論を抽象的に示されても何のことやらという方も多いと思います。STEP 2 ではあえて一般論にこだわらず、トピックを解決するための最小限の知識の要点を示し、具体的なイメージを持ってもらうことにこだわりました。

刑事訴訟法 01 自首

🔗 犯罪があったことが分かっているにもかかわらず自首になる？



08

刑事訴訟法 01 要点まとめノート

Q1

自首はどのような場合に成立しますか？

A 自首は、①犯罪が捜査機関に発覚する前に、②犯人が自発的に捜査機関に対して犯罪を申告して自分を救済することによって成立します。
③の「発覚する前」とは、捜査機関が犯罪と犯人の関係を認知する前とされています。ですので、犯罪は認知されているけれども犯人が誰であるか不明な場合に犯人が犯罪の申告を捜査機関に行ったときは、「発覚する前」に当たります。
なお、犯罪と犯人の両方が認知され、犯人の所在だけ不明である場合は「発覚する前」には含まれないので(裁判例24.5.14) 注意しましょう。

Q2

マンガのケースでは自首が成立しますか？

A マンガでは、犯人が強盗のことが分かっていないようです。警察署全体でも犯人が分かっていないとすると、捜査機関が犯人を認知する前といえ、③はクリアしそうです。
②の自発的に当たるかは難しい判断です。判例は、警察官に犯罪の疑いを掛けられて職務質問された結果、しぶしぶ犯罪を申告したような場合には自発性が認められないとしています。一方、文書の周りをうろついていた人物に警察官が「どうしたのですか？」と声をかけたところ犯罪を申告したケースでは、自発性を認めているものもあります。
マンガでは、出陣のきっかけとなった声掛けや脱走を行ったのは、警察官ではないゴーストであり、上記の点について問題はなさそうです。また、犯人が隠れたりすることなく警察署まで出頭して犯罪を申告していることすれば、自発性が認められ、②もクリアしているといえるでしょう。

🔗 要点まとめノート 09

この本は、法学が苦手な人でもすいすい読めて、4STEPでいつの間にか法学のコツを掴める、今までにないワークブックです！

STEP3

+ ワンポイント教養

トピック③から一歩進んだ知識をゲットしましょう。警部がアドバイスをくれることもあります。フローチャートや図表で、試験に役立つポイントが効率良くおさえられます！

トピック③で学んだ知識をもとに、少し発展的な問題に取り組むための情報を掲載しています。STEP3では、図表などを多用し、発展的な知識でもビジュアルに分かりやすく学習してもらうことにこだわりました。

STEP4

◎×クイズ

各Lessonには、学んだことをすぐにチェックできる一問一答の◎×クイズがついています。初めは「要点まとめノート」や「+ワンポイント教養」を調べながらでもいいので、すらすら解けるまで繰り返しましょう！

STEP4の問題が解けたら、警察公論10月号付録「でる順SA」をはじめとした問題での練習にステップアップしてみましょ。本書で取り扱っていないトピックも、STEP1～4の手順で学んでみるのがおすすめです。

刑事訴訟法 | 01

+ ワンポイント教養

自首のポイント

```

graph TD
    A[捜査機関に発覚する前に] --> B[犯人自らが]
    B --> C[捜査機関に対して]
    C --> D[自己の犯罪事実を申告し]
    D --> E[自己の処分を要ねること]
    
```

指名手配犯の出頭は、捜査機関への発覚後であるから、自首ではない。

告訴・告発との違い

検察官 or 司法警察員

自ら進んで申告することが必要

告訴・告発と異なり、罰罰を求める意思表示である必要はない

自首と告訴の比較

共通点	相違点
○告訴の方式、手続の規定が準用される。 ○自白は告訴と異なり、口頭で行われるのが通常であるから、自白を受けた検察官又は司法警察員は、自白調書を作成しなければならない(証拠法64条1項)。 ○司法警察員が自白を受けたときは、速やかにこれに関する書類及び証拠品を検察官に送付しなければならない(刑訴法245条、242条)。	○自白には、期間の制限はない。 ○自白には、取消しは認められていない。

自白には告訴・告発の方式、手続の規定が準用されるので、告訴・告発との共通点が多いのだが、自白には期間の制限がないし、取消しは認められていない。似たような制度を勉強するときは、共通点と相違点に着目して整理するといんだ。

刑事訴訟法 | 01

◎×クイズ

1. 聞いてみよう！

- 自白が成立するためには、犯罪が捜査機関に発覚する前に犯罪を申告する必要があるところ、「発覚する前」とは、捜査機関が犯罪又は犯人を認知する前のことという。
- 警察官からの職務質問に際して種々弁解し、その後ようやく行方自供したような場合は自首に当たらない。
- 自白の受理機関は検察官と司法警察員であり、司法調査は自白を受理する権限を有しない。

解答と解説

①× 「又は」は誤り。「発覚する前」とは、捜査機関が犯罪と犯人の両方を認知することであり、論理的には「又は」ではなく「かつ」が正しい。

②○ 裁判官397.16、このほか、うろろうしているところを派出所に任意同行され自白を自供した場合(東京高判28年4.10)、取調中に「ほかに犯した罪はないか」旨の問いを受けて新たな犯罪を自供した場合(東京高判43.4.22)も、自白に当たらない。

③○ 司法警察員にだけ認められ司法調査には認められていない権限は、刑訴法のSAで掲出テーマである。問題文の例のほかに、各機令状の請求(緊急逮捕状は除く)、逮捕検察官の釈放又は送致、告訴・告発の発覚、事件の送致・送付、押収物の処分、代行検察などがある。

◎ 要点まとめノート

要点まとめノート

[刑事訴訟法編]

Contents

Lesson01	自首	8
Lesson02	検視	12
Lesson03	現行犯逮捕	16
Lesson04	準現行犯逮捕	20
Lesson05	たぐり捜査と現行犯逮捕	24
Lesson06	軽微犯罪の現行犯逮捕	28
Lesson07	逮捕後の措置	32



法令略称

刑訴法	刑事訴訟法
犯捜規	犯罪捜査規範

Lesson08	令状による搜索・差押え(1)	36
Lesson09	令状による搜索・差押え(2)	40
Lesson10	令状によらない搜索・差押え(1) ...	44
Lesson11	令状によらない搜索・差押え(2) ...	48
Lesson12	嚙下物の搜索・差押え	52
Lesson13	領置	56
Lesson14	自白	60



犯罪があったことが 分かっているにも自首になる？





要点まとめノート

Q1

自首はどのような場合に成立しますか？

A 自首は、①犯罪が捜査機関に**発覚する前**に、②犯人が**自発的**に捜査機関に対して犯罪を申告して処分を委ねることによって成立します。

①の「発覚する前」とは、捜査機関が犯罪と犯人の**両方**を認知する前とされています。ですので、犯罪は認知されているけれども犯人が誰であるか不明な場合に犯人が犯罪の申告を捜査機関に行ったときは、「発覚する前」に当たります。

なお、犯罪と犯人の両方が認知され、犯人の所在だけ不明である場合は「発覚する前」には含まれないので（最判昭24.5.14）注意しましょう。

Q2

マンガのケースでは自首が成立しますか？

A マンガでは、犯人が誰なのか警部は分かっていないようです。警察署全体でも犯人が分かっていないとすると、捜査機関が犯人を認知する前といえ、①はクリアしそうです。

②の**自発的**に当たるかは難しい判断です。判例は、警察官に犯罪の疑いを掛けられて職務質問された結果、しぶしぶ犯罪を申告したような場合には自発性が認められないとしています。一方、交番の周りをうろろしていた人物に警察官が「どうしたのですか？」と声を掛けたとこ犯罪を申告したケースでは、自発性を認めているものもあります。

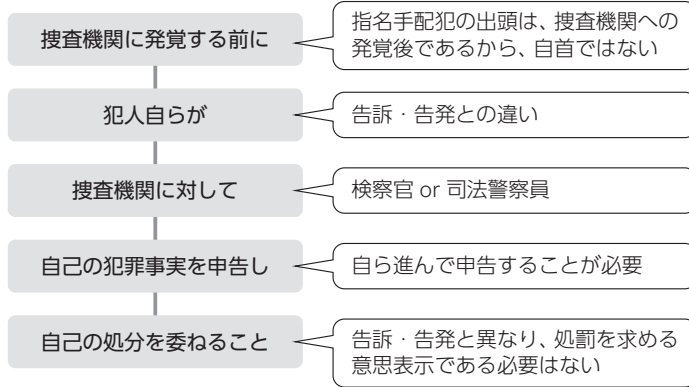
マンガでは、出頭のきっかけとなった声掛けや説得を行ったのは、警察官ではないゴーストであり、上記の点について問題はなさそうです。また、犯人が暴れたりすることなく警察署まで出頭して犯罪を申告しているとするれば、自発性が認められ、②もクリアしているといえるでしょう。

+ ワンポイント教養



+ OnePoint

自首のポイント



+ OnePoint

自首と告訴の比較

共通点	○告訴・告発の方式、手続の規定が準用される。 ○自首は告訴・告発と異なり、口頭で行われるのが通常であるから、自首を受けた検察官又は司法警察員は、自首調書を作成しなければならない(犯捜規64条1項)。 ○司法警察員が自首を受けたときは、速やかにこれに関する書類及び証拠品を検察官に送付しなければならない(刑訴法245条、242条)。
相違点	○自首には、期間の制限はない。 ○自首には、取消しは認められていない。

自首には告訴・告発の方式・手続の規定が準用されるので、告訴・告発との共通点が多いのだが、自首には期間の制限がないし、取消しは認められていない。

似たような制度を勉強するときは、共通点と相違点に着目して整理するといいんだ。



／ 解いてみよう！／

刑事訴訟法 | 01

◎×クイズ



- (1) 自首が成立するためには、犯罪が捜査機関に発覚する前に犯罪を申告する必要があるところ、「発覚する前」とは、捜査機関が犯罪又は犯人を認知することという。
- (2) 警察官からの職務質問に際して種々弁解し、その後ようやく犯行を自供したような場合は自首に当たらない。
- (3) 自首の受理機関は検察官と司法警察員だけであり、司法巡査は自首を受理する権限を有しない。

解答と解説

- (1) × 「又は」は誤り。「発覚する前」とは、捜査機関が犯罪と犯人の両方を認知する前のことをいい、論理的には「又は」ではなく「かつ」が正しい。
- (2) ○ 最判昭29.7.16。このほか、うろろうしているところを派出所に任意同行され犯行を自供した場合（東京高判昭28.4.10）、取調べ中に「ほかに犯した罪はないか」旨の問いを受けて新たな犯行を自供した場合（東京高判昭43.4.22）も、自首に当たらない。
- (3) ○ 司法警察員にだけ認められ司法巡査には認められていない権限は、刑訴法のSAで頻出テーマである。問題文の例のほかに、各種令状の請求（緊急逮捕状は除く）、逮捕被疑者の釈放又は送致、告訴・告発の受理、事件の送致・送付、押収物の処分、代行検視などがある。

令状がなくても 検視はできる？





要点まとめノート

Q1

検視とは何ですか？

A 検察官が、変死者又は変死の疑いのある死体が存在するという緊急事態に、その死因が犯罪に基づくものであるかどうかを明らかにするために行うものですが（刑訴法229条1項）、検察官に検視の代行を命じられた司法警察員も検視を代行することができ（同条2項）、これを代行検視といいます。

Q2

検視のために令状なく住居に立ち入ることはできますか？

A 確かに、憲法35条には、令状なしに住居に侵入し、捜索や押収を行うことはできない旨定められており、一見すると検視のための立入りもできないように思えます。

しかし、憲法35条は刑事手続に関する規定であるため、検視のような刑事責任追及を目的としない行政手続にはその保障が及ばないのが原則です。

この点判例は、行政手続であっても、**刑事責任追及のための資料の取得収集に直接結び付くような手続には憲法35条の令状主義が適用される**としていいます（最大判昭47.11.22）。しかし検視については刑事責任追及のための資料の取得収集に直接結び付く手続とはいえないため、憲法35条の保障は及びません。

Q3

マンガのケースでの警部の立入りは許されますか？

A 警部は、変死者の情報を確認した上、検視の実施のために立入りを行っています。この場合、**Q2**で説明したように、令状はいらないといえ、警部の立ち入りは許されるでしょう。

／ プラス ／

刑事訴訟法 | 02

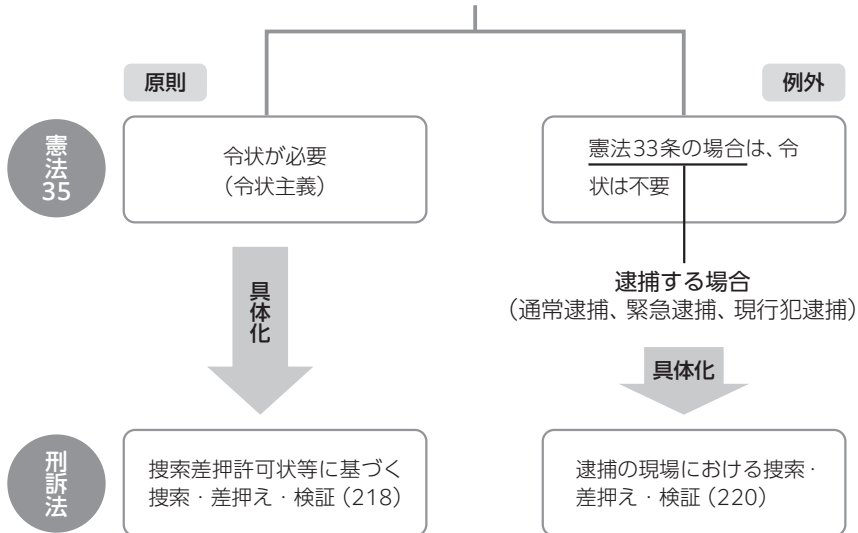
+ ワンポイント教養



+ OnePoint

住居の不可侵（憲法35条）

他人の住居等に侵入し、所持品等を搜索・押収するには……



住居の不可侵は、憲法の試験でも狙われる重要テーマなんだ。検視との関係も、憲法で出題されることがある。
憲法33条の逮捕における令状主義の問題とあわせて、よく勉強しておこう。



解いてみよう！ /

刑事訴訟法 | 02

◎ × クイズ



- (1) 検視とは、変死者又は変死の疑いのある死体について、その死体が犯罪に起因するものであるかどうかを判断するため、五官の作用により死体の状況を見分する処分である。
- (2) 検察官は、検察事務官又は司法警察員に代行検視を行わせることができるが、司法巡査には行わせることができない。
- (3) 行政手続には憲法35条の定める住居の不可侵の規定の保障は一切及ばない。

刑事
訴訟
法
02

検
視

解答と解説

- (1) ○ 検視は刑訴法229条に根拠があり、同条の規定するいわゆる司法検視は検察官の権限であり、同時に義務であると解されている。五官とは、視覚、聴覚、触覚、嗅覚、味覚をいい、まぶたや歯並びの検査等、外表検査として認められる限度で死体を検査することはできるが、真皮を剥がしたり、指を切断したりする等の死体を損壊する行為は、外表検査の域を超える措置であり許されない。犯罪の嫌疑があるのであれば、鑑定処分許可状により司法解剖しなければならない。
- (2) ○ 刑訴法229条2項。代行検視を命じられた検察事務官又は司法警察員は、検察官の補助者としてではなく自らの資格・責任において検視を行い、その結果を検察官に報告する。
- (3) × 「一切及ばない」は誤り。判例は、行政手続であっても、刑事責任追及のための資料の取得収集に直接結び付くような手続には憲法35条の令状主義が適用されるとしている（最大判昭47.11.22）。なお、刑事責任の追及のための資料の収集に直接結びつく作用を有するもの以外の税務調査や事業者に対する行政監督上の調査で質問に答えることを義務付けているものは、行政目的を達成するために必要な調査であり、刑事責任追及に直結するものではないため、憲法に違反しない。